

令和8年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託に係る  
企画提案の公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく令和8年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託について、次のとおり公告する。

令和8年9月2日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

（1）業務名

令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託

（2）業務内容

別紙「令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託に係る企画提案の公募に関する説明書」による。

（3）委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

（4）担当部局

茨城県営業戦略部県産品販売課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3965 FAX 029-301-2859

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- （1）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（申請中を含む。）であること。又は、資格がない場合でも、過去に国や地方公共団体等が発注する業務の受託実績を有する者であること。
- （2）茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないものであること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （4）政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （6）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- （7）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

（1）審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

## (2) 企画提案を特定するための評価項目

| 評価項目     | 評価事項                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 提案内容及び手法 | ①提案内容の的確性<br>②提案内容の独創性<br>③提案内容の実現性<br>④工程の妥当性<br>⑤見積金額の妥当性 |
| 会社の運営体制  | ⑥実施体制の適切性                                                   |
| 会社の業務実績  | ⑦同種又は同類業務の実績                                                |

## 4 手続き等に関する事項

## (1) 担当部局

茨城県営業戦略部県産品販売課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3965 FAX 029-301-2859

## (2) 公募に関する説明書の交付方法

## ア 交付期間

令和8年9月10日（木）までとする。

※ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

## イ 交付場所

4（1）の担当部局に同じ

## ウ 交付方法

イにおいて直接交付または電子メールによる交付。

## (3) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月10日（木）

イ 提出先 4（1）の担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送または電子メールへの添付

※電子メールへの添付により提出する場合、提出書類は全て PDF ファイルなど第三者による改ざんが困難な形式とすること。

## 5 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。

(5) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(6) 契約書の作成要否 要

(7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(9) 審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。  
また委託金額は、採用決定後、見積り合わせにより別途決定する。

(10) その他詳細については説明書による。